

## 合同滞納整理強化月間

町税は、まちづくりを支える大切な財源です。町では、納期内に納付された方との公平を保ち、滞納の解消を図るために、県・和歌山地方税回収機構と合同で、11月・12月を合同滞納整理強化月間として、税回収に取り組みます。

納期限までに税金を納付していない状態を滞納といいますが、滞納すると本来納めるべき税金の他に延滞金を納付しなければなりません。税金を滞納したままに放置すると、法律に基づき滞納者の意思に関わりなく、強制的に給与や預金・不動産などの差押えや公売などの滞納処分を受けることとなりますので、納期内に納付してください。また、何らかの事情で納付できない方は、納付方法等についてご相談ください。

### ■問い合わせ／吉備庁舎税務課

「税を考える週間」11月11日(月)～17日(日)

国や地方公共団体は、国民の生活に欠かすことのできない公共サービスを提供するため、様々な行政活動を行っており、その活動のために必要な経費を賄う財源が「税金」です。国税庁では、申告・納税の際の納税者の利便性の向上を図るために、情報通信技術化を通じて納税環境の整備を進めています。具体的には、「確定申告書等作成コーナー」や「e・Tax」の改善のほか、

国税庁ホームページにより、納税者が適正に申告・納税が行えるよう納税の意義や税法の知識、手続き等について様々な情報提供を行っています。税に関する情報は国税庁ホームページへ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

お問い合わせ／湯浅税務署  
☎63-5351

## 児童虐待防止推進月間

11月は児童虐待防止推進月間です

### ■児童虐待とは

○身体的虐待／殴る、蹴る、やけどをさせる、激しく揺さぶるなど

○性的虐待／子どもへの性的行為、性的行為を見せるなど

○ネグレクト／閉じ込める、適切な衣食住の世話をしない、重い病気になっても病院へ連れて行かないなど

○心理的虐待／言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)などです。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

○虐待を受けたと思われる子どもがいたら○ご自身が出産や子育てに悩んだら○子育てに悩む親がいたら連絡・相談ください。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

○児童相談所 ☎0570-064000

お問い合わせ／金屋庁舎子ども教育課

## 11月の献血

11月15日(金)

○(株)松源吉備店 10時～12時30分

○有田川町役場吉備庁舎14時～16時

11月28日(木)

○坂口製作所 10時～12時

○有田川町役場清水行政局

13時30分～15時30分

お問い合わせ／金屋庁舎健康推進課

## 税金

町県民税・固定資産税第3期、国民健康保険税第5期の納付

町県民税・固定資産税第3期分、国民健康保険税第5期分の納期限は、12月2日(月)です。

納期限を過ぎると、その日数に応じて延滞金が増算されますので、お忘れのないように金融機関等で納付してください。

お問い合わせ／吉備庁舎税務課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局住民福祉室

## 水道

### 水道課からのお知らせ

11月の水道料金のお支払い期限は、25(月)です。口座振替のお客様は、預金残高の確認をお忘れなく！

お問い合わせ／水道課